

事務連絡  
令和2年2月14日

各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局  
各都道府県認定こども園担当部局  
各都道府県私立学校主管部（局）  
各都道府県民生主管部（局）  
各都道府県教育委員会  
各指定都市・中核市子ども・子育て支援新制度担当部局  
各指定都市・中核市認定こども園担当部局  
各指定都市・中核市民生主管部（局）  
各都道府県・指定都市消費者行政担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官付  
消費者庁消費者安全課  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課

#### 食品による子どもの窒息事故に関する注意喚起について

子ども・子育て支援施策の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応については、別添の「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号）（以下「ガイドライン」という。）においてお示ししているところです。

今般、保育施設において誤嚥による乳幼児の死亡事例が複数発生している状況を踏まえ、別添ガイドライン及び消費者庁による注意喚起資料を改めて周知することといたしましたので、御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知していただくとともに、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応に万全を期していただきますよう、お願いいたします。

(参考)

- ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン  
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>
- ・「食品による子供の窒息事故に御注意ください！」(消費者庁)  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/pdf/170315kouhyou\\_1.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/170315kouhyou_1.pdf)

**【本件連絡先】**

内閣府子ども・子育て本部

TEL : 03-6257-1467 (直通)

消費者庁消費者安全課

TEL : 03-3507-9200 (直通)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL : 03-6734-3136 (直通)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線 4838)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線 4853)

平成 29 年 3 月 15 日

## 食品による子供の窒息事故に御注意ください！

－ 6 歳以下の子供の窒息死事故が多数発生しています－

消費者庁が、厚生労働省「人口動態調査」の調査票情報入手・分析したところ、平成 22 年から平成 26 年までの 5 年間で、子供（14 歳以下）の窒息死事故 623 件のうち、食品による窒息死事故は約 17%（103 件）を占めており、食品が、子供の窒息死事故を引き起こす大きな原因の一つであることが分かりました。また、食品による窒息死事故 103 件のうち、87 件が 6 歳以下の子供で発生していることが確認されました。

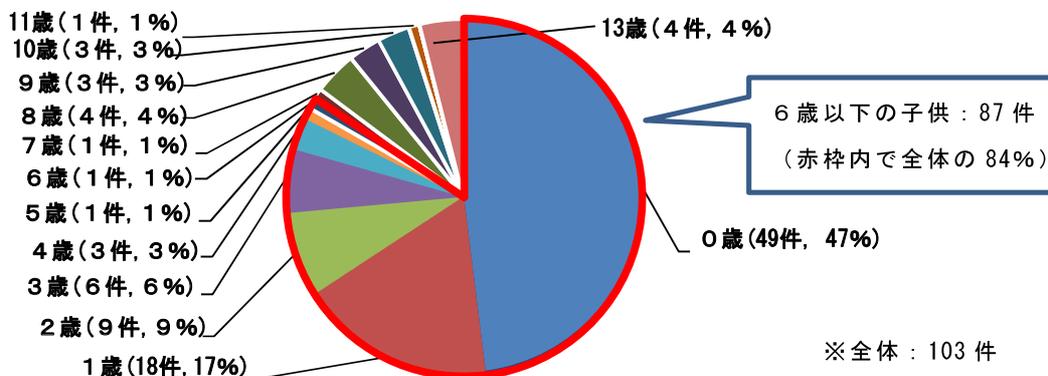
窒息死事故の原因となった食品には、菓子類、果実類、パン類などがあります。食品による窒息事故を防止するためには、まず「食品を小さく切り、食べやすい大きさにして、よく噛んで食べさせる」など子供への食品の与え方に注意が必要です。また、「遊びながら、歩きながら、寝転んだまま食品を食べさせない」など、食事中に注意を払うことも必要です。

### 1. 厚生労働省「人口動態調査」に基づく、食品による窒息死事故情報

#### （1）窒息死事故の発生件数について

消費者庁が、厚生労働省「人口動態調査」の調査票情報（平成 22 年から 26 年までの 5 年間分）を入手・分析したところ、子供（14 歳以下）の窒息死事故 623 件のうち、食品による窒息死事故は約 17%（103 件）<sup>1</sup>を占めており、食品が、子供の窒息死事故を引き起こす大きな原因の一つであることが分かりました。また、食品による窒息死事故 103 件のうち、87 件が 6 歳以下の子供で発生していることが確認されました。年齢別の窒息死事故の分布は、図 1 のとおりです。

図 1 子供（14 歳以下）の食品による窒息死事故の年齢別発生件数及び比率



<sup>1</sup> 子供（14 歳以下）の窒息死事故の内訳は、就寝時（173 件、28%）、胃内容物の誤えん（170 件、27%）、食物の誤えん（103 件、17%）の順となっています。なお、誤えんとは、食道に入るべき食品や唾液等が誤って気道（声門下）に入ることです。

## (2) 事故の原因となった食品

上記(1)の子供(14歳以下)の窒息死事故103件の原因となった食品と発生件数は、図2のとおりです。

図2 窒息死事故の原因となった食品と発生件数

食品の分類	件数
菓子類(マシュマロ、ゼリー、団子など)	11件
果実類(りんご、ぶどうなど)	5件
パン類(ホットドッグ、菓子パンなど)	4件
肉類(焼肉、唐揚げなど)	3件
その他の食品(餅、寿司、チーズ、そうめんなど)	8件
原因となる食品不明	72件
計	103件

## 2. 医療機関、特定教育・保育施設等に寄せられた、食品による窒息事故情報

### (1) 医療機関ネットワーク

医療機関ネットワーク事業<sup>2</sup>の参画医療機関からは、子供が食品により窒息し、入院するなどの事故報告が寄せられています。平成22年12月から平成28年12月末までに236件の報告が寄せられています。

窒息事故の原因となった食品は、飴、菓子類(飴を除く。)、果実類、豆・ナッツ類などとなっています。危害の程度<sup>3</sup>では、飴は軽症が多く、豆・ナッツ類は中等症が多くなっています。具体的な事故事例は、以下のとおりです。

#### ■事例1(菓子類-飴)

保育所で2cm大の飴玉を食べた後、嗚咽と息苦しさがあり、保育士が背中を叩くなどしたが飴玉は出てこず、救急搬送した。

(医療機関ネットワーク、受診年月：平成27年12月、4歳、軽症)

#### ■事例2(菓子類-飴を除く。)

保護者が子供を見ているときに、子供がマッサージ機の背もたれに腰掛けていてそこから転落し、硬いせんべいを喉に詰まらせて呼吸困難になった。

(医療機関ネットワーク、受診年月：平成25年5月、2歳、要入院)

<sup>2</sup> 「医療機関ネットワーク事業」は、参画する医療機関(平成27年11月時点で30機関)から事故情報を収集し、再発防止にいかすことを目的とした、消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業です。ここでは、平成22年12月から平成28年12月末までの7年間の登録情報を基に掲載しています。

<sup>3</sup> 医療機関ネットワーク事業のデータに基づく製品分類ごとの危害の程度。件数は、平成22年12月から平成28年12月までの登録分を本件注意喚起のために特別に精査したものです。なお、医療機関ネットワーク事業での危害の程度の定義に鑑み、本資料では次のように定義しました。

「軽症」：入院を要さない傷病。

「中等症」：生命に危険はないが、入院を要する状態。

「重症」：生命に危険が及ぶ可能性が高い状態。

### ■事例3（豆・ナッツ類）

ピーナッツを食べた直後にむせて、強くせき込み始め、せき込みが継続し、顔面蒼白になってきたため、救急車を要請した。主気管支に異物を認め、緊急で気管支鏡の検査を施行した。

（医療機関ネットワーク、受診年月：平成23年1月、3歳、重症）

### ■事例4（パン類）

子供が保育園でおやつホットドッグ（パン、ゆでキャベツ、ソーセージ）を誤えんし、急にせき込み、息苦しくなった。背中を叩くなどしたが、呼吸がゼーゼーしてきたので、近くの病院を受診した。

（医療機関ネットワーク、受診年月：平成24年5月、1歳、要入院）

### ■事例5（一口の量が多かった事例）

グミ（1cm×1cm×1.5cm）を10個ほど一気に食べて喉に詰まらせて意識が混濁し、顔面蒼白になってきたため、救急車を要請した。

（医療機関ネットワーク、受診年月：平成27年3月、3歳、中等症）

### ■事例6（遊びながら食べていた事例）

父親が食べていたアーモンドを8等分くらいに砕いて小さくし、子供に食べさせていた。2人の兄と遊びながら食べていたら突然むせ込み、一部は吐き出した。その後からせき込み、喋る時にヒューヒューと音がした。左主気管支に異物が詰まった疑いがあり、気管支鏡で検査した結果、異物が確認され摘出した。

（医療機関ネットワーク、受診年月：平成27年7月、1歳、要入院）

## （2）日本小児科学会と特定教育・保育施設

日本小児科学会の傷害速報<sup>4</sup>、特定教育・保育施設等における事故情報データベース<sup>5</sup>にも、子供が食品により窒息し、入院するなどの事故報告が寄せられています。具体的な事故事例は、以下のとおりです。

### ■事例1（果実類）

母親が同席している食卓に座り、ぶどう（直径3cm大、皮を剥いた種なし）を丸ごと1個、一人で食べていた。特に風邪などの様子もなかったが、突然せき込んだ後、泡を吹いて意識消失した。そばにいた母親が手がかき出そうと試みたができず、救急要請した。その後、子供を抱えて家の外に出た際、通行人が腹部突き上げ法<sup>6</sup>を施行し、ぶどうは一塊で排出された。

（日本小児科学会 傷害速報、発生日月：平成25年8月、2歳、要入院）

<sup>4</sup> 公益社団法人 日本小児科学会 Injury Alert（傷害速報）「No.49 ブドウの誤嚥による窒息（1）」を基に一部記載内容を編集しています。

<sup>5</sup> 平成27年に内閣府・文部科学省・厚生労働省へ報告のあった事故の情報について、内閣府において集約・データベース化を行ったものです。

<sup>6</sup> 窒息時の応急手当の方法で、詳細は別紙2を参照してください。

## ■事例 2（離乳食）

離乳食を喉に詰まらせたことにより窒息した。一時意識不明となり、I C Uに入院したが、その後退院した。

（特定教育・保育施設等における事故情報データベース、情報掲載年月：平成 27 年 6 月、0 歳、要入院）

### 3. 消費者の皆様への注意喚起

子供が食品による窒息事故に遭わないよう、周りの御家族、教育・保育施設等の御関係者は次のようなことに配慮してください。

<食品による子供の窒息事故を予防するポイント>

#### （1）食品の与え方

- ①食品を小さく切り、食べやすい大きさにして与えましょう。
- ②一口の量は子供の口に合った無理なく食べられる量にし、飴やタブレットなど喉に詰まりやすい食品を食べさせる場合は大きさに注意しましょう。
- ③誤って気管支に入りやすいピーナッツなどの硬い豆・ナッツ類は、3歳頃までは食べさせないようにしましょう。
- ④年長の子供が、乳幼児にとって危険な食品を与えないよう注意しましょう。

#### （2）食事中に注意すること

- ①遊びながら、歩きながら、寝転んだまま食品を食べさせないようにしましょう。
- ②急いで飲み込まず、ゆっくりとよく噛み砕いてから飲み込むよう促しましょう。
- ③食事の際は、お茶や水などを飲んで喉を湿らせましょう。
- ④食品を口に入れたまま話したり、何かをしながら食事をしたさせないようにしましょう。
- ⑤食事中に眠くなっていないか、正しく座っているかに注意しましょう。また、食事中に驚かせないようにしましょう。

なお、医療関係者からのコメント、子供の窒息時の応急手当の方法について、それぞれ別紙 1、別紙 2 で紹介していますので、併せて御確認ください。

#### 4. 教育・保育施設での事故防止に向けた関係府省の取組

内閣府、文部科学省、厚生労働省の3府省は、教育・保育施設等での事故防止に向けた取組を行っています。

平成28年3月に各施設・事業者、地方自治体向けの「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を策定しています。また、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成27年2月発出）等に基づき、3府省に報告のあった事故の情報を集約し、データベース化したものを、内閣府のウェブサイト上で公表しています。

ガイドラインにおいて、重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等）ごとに注意事項が記載されています。その中で、教育・保育施設における子供の食事中の注意事項として、下記の点が挙げられています。

＜重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項【誤えん（食事中）】＞

①職員は、子供の食事に関する情報（咀嚼<sup>そしゃく</sup>、えん下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有する。また、食事の前には、保護者から聴き取った内容も含めた当日の子供の健康状態等について情報を共有する。

②子供の年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。

③食事の介助をする際の注意としては、以下のことなどが挙げられる。

- ・ ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子供の意思に合ったタイミングで与える。
- ・ 子供の口に合った量で与える（一回で多くの量を与えすぎない）。
- ・ 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
- ・ 汁物などの水分を適切に与える。
- ・ 食事中に驚かせない。
- ・ 食事中に眠くなっていないか注意する。
- ・ 正しく座っているか注意する。

④食事中に誤えんが発生した場合、迅速な気付きと観察、救急対応が不可欠であることに留意し、施設・事業者の状況に応じた方法で、子供（特に乳児）の食事の様子を観察する。特に、食べている時には継続的に観察する。

⑤過去に、誤えん、窒息などの事故が起きた食材（例：白玉風の団子、丸のままのミニトマト等）は、誤えんを引き起こす可能性を保護者に説明し、使用しないことが望ましい。

## <参考>

### ○消費者庁からの過去の注意喚起

「子どもの窒息事故にご注意ください！」（平成24年8月24日）

[http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120824kouhyou\\_1\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120824kouhyou_1_1.pdf)

### ○～子どもを事故から守る！プロジェクト～

消費者庁では、「子どもを事故から守る！」ための様々な取組を行う「プロジェクト」を集中的に実施しています。

<http://www.caa.go.jp/kodomo/>



取組の一つである、メール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」では、主に0歳～小学校入学前の子どもの思わぬ事故を防ぐための注意点や豆知識を、毎週木曜日にお届けしています。携帯及びパソコンで、情報提供していますので、お子様の事故を予防するために、是非ご活用ください。

<http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/index.php>

### ○「教育・保施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

### ○「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html>

本資料に関する問合せ先

消費者庁消費者安全課 東崎、山本、白石、小林

TEL：03(3507)9200（直通）

FAX：03(3507)9290

HP：<http://www.caa.go.jp/>

**医療関係者からのコメント**

国立研究開発法人国立成育医療研究センター 救急センター  
小児救急看護認定看護師 林 幸子 副看護師長

## 1. 事故の予防について

## (1) 食品の与え方の注意

子供の食品による窒息事故を未然に防ぐためには、事故の要因とその対策について正しく理解することが重要です。例えば、事故の要因の中で症状が重くなる例として豆・ナッツ類があります。枝豆は丸くて、表面がツルツとしているので、気管に入りやすいかもしれません。ピーナッツが気管に入ると、油分で肺炎を起こしたり、膨らんで気管をふさいでしまうことも考えられます。また、レントゲンに写らないので診断が遅れたり、取り出す際も崩れてしまって取り出しづらく完全に除去できないこともあります。

奥歯を使わないと噛み潰せないような硬いものは、噛まずに飲み込んでしまいます。奥歯が生えそろって、大人に近い咀嚼ができるようになってくる3歳過ぎまでは、食べさせないようにしましょう。日本小児科学会は、飲み込む力が未発達で5歳までは豆類を食べないように呼び掛けています。

ブドウなどの果物も、水分が多く、柔らかいけれども、ツルツと飲み込みやすいので窒息するリスクがあります。そのため、豆・ナッツ類は3歳になるまでは与えない、ぶどうやミニトマトなどの丸くてツルツとしたものは、4分割して形態を変えて（丸くない形）与える、など注意する必要があります。

食事や歯磨き後にキシリトールなどのタブレットを与えて窒息した事例がありますが、タブレットは溶けにくいものもあり、気管をふさいでしまうリスクがあります。

## (2) 食事時の注意

子供が何かをしながら食べている最中に窒息するケースがあります。おしゃべりしながら、笑いながら、歩き回りながら食べ物を口に含んでいると息を吸い込む拍子に気管に入ることがあります。食事中は、遊んだり歩いたりせずにきちんと座って食事しましょう。また、食事中は異変がないか注意してください。

食品を食べた後にむせたり、呼吸がしづらい状況がみられる場合は、誤えんの疑いがあるので、呼吸がゼーゼーするなどの状態が続かないかなど経過をよく観察するようにして下さい。小さいお子さんの場合、咳で吐き出す力も弱いので、気管に入ったものを吐き出すことができないことがあります。

子どもの誤えん事故が起こりにくい安全な環境を作っていくためには、保護者の皆さんに事故が起こりやすい食品や誤えん事故の特性、子どもの食習慣などについて知っていただき、日常生活の場面で「これは大丈夫かな？」と事故が起こる可能性について想像力を持って探ってもらえたらと思います。

## 2. 事故が起きてしまったら

万が一、食品による窒息が発生した場合は、すぐに応急処置を行ってください。小さな子どもに腹部突き上げ法を行う場合は、体を片方の膝の上に乗せるなど、安定した姿勢で実施することをお勧めします。また、処置中は腹部を押しなど内臓への負担も大きいため、腹部突き上げ法を実施した場合は、その後病院で診察を受けるようにしてください。

## 子供の窒息時の応急手当の方法

(食品安全委員会「食べ物による窒息事故を防ぐために」(平成 21 年 12 月 17 日))

119 番通報を誰かに頼み、直ちに以下の方法で詰まった物の除去を試みます。

### 1. 背部叩打法 (はいぶこうだほう)

乳幼児では、口の中に指を入れずに、乳児は片腕にうつ伏せに乗せ顔を支えて (図 1)、また、少し大きい子は立て膝で太ももがうつ伏せにした子のみぞおちを圧迫するようにして (図 2)、どちらも頭を低くして、背中の中を平手で何度も連続して叩きます。なお、腹部臓器を傷付けないよう力を加減します。



### 2. 腹部突き上げ法 (ふくぶつきあげほう) ※ハイムリッヒ法ともいう。

大人や年長児では、後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上方へ圧迫します (図 3)。この方法が行えない場合、横向きに寝かせて、または、座って前かがみにして背部叩打法を試みます。

